

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理者を定めるべき旨の命令
概要	消防長又は消防署長は、防災管理者の選任が必要な建築物その他の工作物において防災管理者が選任されていないと認める場合には、管理について権原を有する者に対して防災管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項、第8条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・消防法第36条第1項において準用する第8条第3項 消防長又は消防署長は、第1項の防災管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防災管理者を定めるべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	